

京都市中央保護所管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第161号

京都市中央保護所管理規則の一部を改正する規則

京都市中央保護所管理規則の一部を次のように改正する。

第3条中「、所長」を「所長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 所に副所長を置くことがある。

第13条を第15条とし、第12条を第14条とし、第11条の前の見出しを削り、同条を第13条とし、同条の前に見出しとして「(雑則)」を付し、第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条の前の見出しを削り、同条を第9条とし、同条の前に見出しとして「(規律)」を付し、第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の前の見出しを削り、同条を第6条とし、同条の前に見出しとして「(処遇)」を付し、第3条の次に次の2条を加える。

(職務)

第4条 所長は、上司の命を受け、所の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副所長は、所長を補佐する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(代理)

第5条 所長に事故があるときは、副所長がその職務を代理する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)